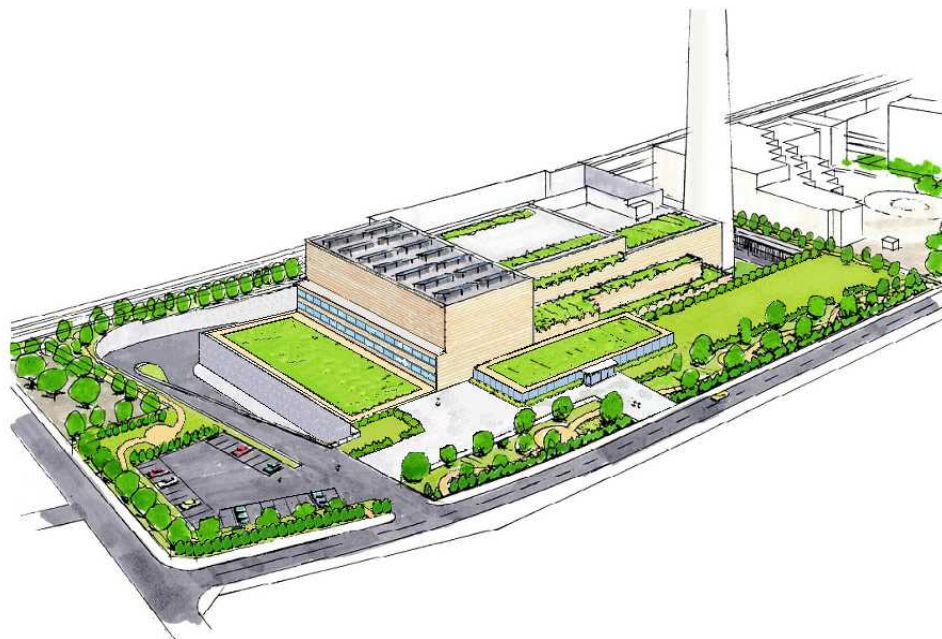


杉並清掃工場建替計画がまとまりました



完成イメージ図

この度、東京二十三区清掃一部事務組合では、一般廃棄物処理基本計画に基づき杉並清掃工場建替計画を策定いたしました。策定にあたっては、「杉並清掃工場建設協議会」を設置して建替えに向けた協議を行うと共に、素案の段階で説明会を開催し、区民の皆さまからご意見を伺いました。

今後、東京都条例による環境影響評価の手続きを進め、平成 24 年度から工事を開始する予定です。

以下に、杉並清掃工場建替えの方針及び杉並清掃工場建替計画の内容と、説明会等においていただいた主なご意見・ご質問とそれに対する当組合の見解を掲載いたします。

【杉並清掃工場建替えの方針】

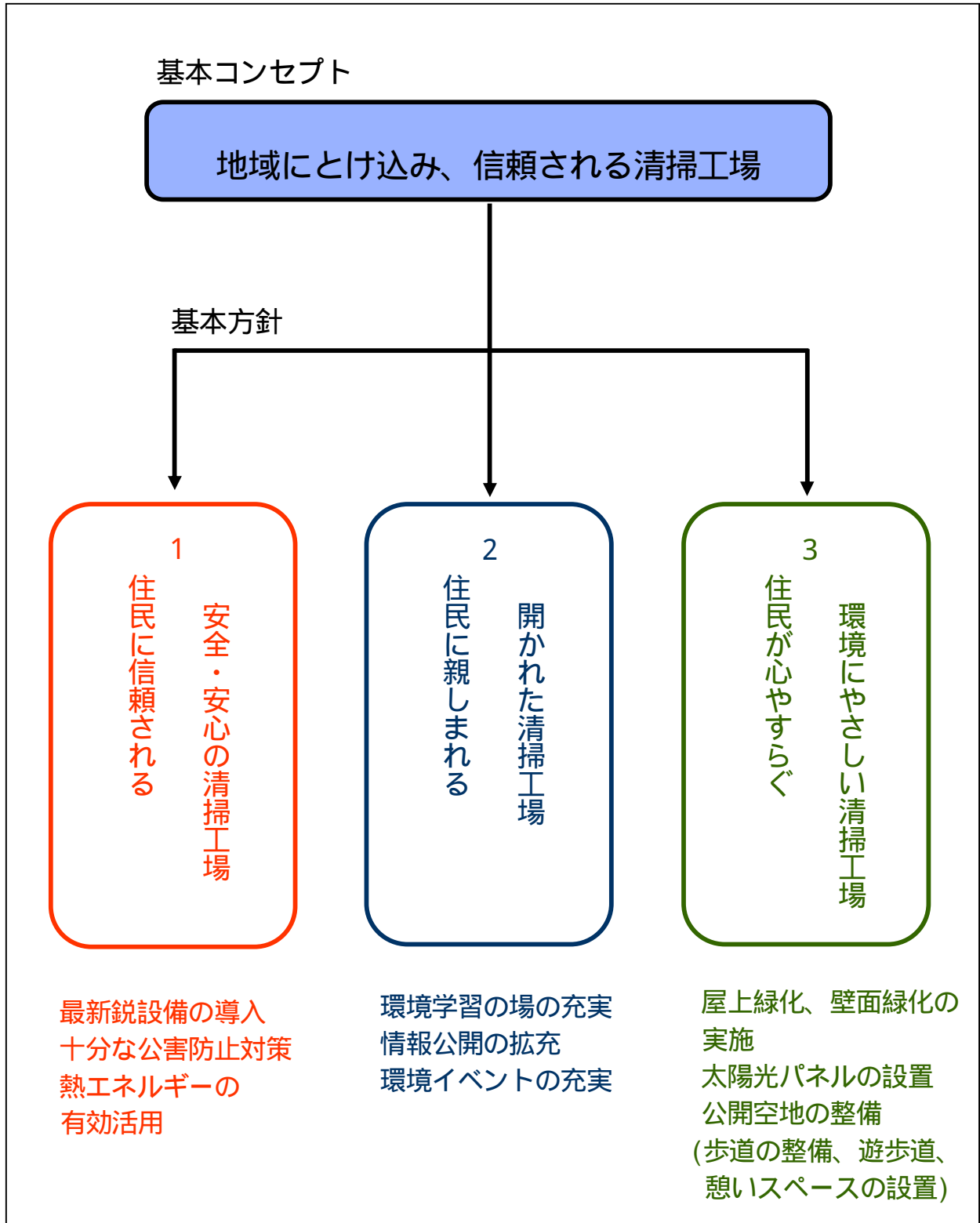
1. 建替えの必要性

昭和 57 年 12 月にしゅん工した杉並清掃工場は、既に 26 年が経過し、設備全体の老朽化が進行しています。このため、当組合の「一般廃棄物処理基本計画」(平成 18 年

1月策定)に基づき、現工場の建替えを行います。

2. 建替えに向けた基本的考え方

新たな杉並清掃工場の「基本コンセプト」及び「基本方針」は、以下に示すとおりとします。



3. 施設規模・能力

区部においてはごみの中間処理を 23 区の共同処理により行っていることから予備炉は設けないこととし、施設規模・能力については現工場の能力と同様の 600 トン/日とします。

4. ごみの搬入・灰の搬出

共同処理の観点から、ごみ・灰の処理については、周辺工場との相互補完体制をとることとします。

5. 建設手法

(1) 新工場では設備の自動化や発電の効率化等を図り設備内容が変わることに加え、建築基準法の改正で耐震基準等が厳格化されたことから、現在の工場棟の建物を再使用することは困難です。したがって、現工場を解体し新たな工場として建設を行います。

(2) 現在の掘り下げた(10m)地盤面に建設します。

(3) 搬入・搬出用の専用地下道は、補修等を行い継続使用します。

(4) 設備機器の基本的配置は従前の通りとします。

6. 煙突(外筒)

煙突(外筒)は、現在の耐震基準を満足するものとして建設されており、また大きな劣化は生じていません。このため、継続して使用することとします。なお、耐震性の確保は何よりも重要であるため、建設工事に際しては必要な補強を行います。

7. 処理方式

安全・安心な清掃工場の実現に向け、効率面に加えて安定性の観点も含め検討しました。その結果、最も成熟し、また安定的な処理が望める方式で実績のある「全連続燃焼式火格子焼却炉」とします。

8. 公害防止対策

最新鋭の公害防止設備を導入するなど、万全の対策を講じます。大気汚染防止については、現工場の「協定値」よりもさらに厳しい値を自己規制値として遵守します。

9. 環境改善対策

以下の方策により、地域の環境改善に努めます。

(1) 地盤を掘り下げている敷地状況を活用して、北側に人工地盤を設置します。また、その一部を公開緑地として整備します。

(2) 住民の方々の健康と憩いの場として、西側に新たに人工地盤を設けて遊歩道とし、敷地を取り巻く緑地帯と結んで、工場を周回する遊歩道を整備します。

(3) 北側の歩道を、歩きやすく整備します。

(4) 屋上緑化、壁面緑化に努め、さらに太陽光パネルを設置します。

10. 工場建物のデザイン

(1) 管理諸室について

管理棟を、現在の位置に1階層相当として建替えます。このことにより、プラットフォーム部分を含め、建物の高さを現在の工場建物高さ以内に抑えることができることとなります。

(2) 建物外装

現在の工場と同じアイボリー系の色彩とし、周辺環境との調和を図ります。

11. 熱エネルギーの有効活用

新工場では、焼却時に発生する熱を以下のように活用します。

(1) 最新技術により高効率の発電を行います。この電気は所内で使用すると共に売却します。

(2) 高井戸地域区民センターへの熱供給は、現工場と同様に継続して行います。

12. 資料コーナーの設置

現在の杉並清掃工場が建設された時の、「ごみ戦争」に関する様々な資料等を保存・展示するために、工場内に資料コーナーを設置します。

【杉並清掃工場建替計画】

1 建替方針

一般廃棄物処理基本計画に基づき、杉並清掃工場の建替えを行う。

2 場 所

杉並区高井戸東三丁目7番6号

3 敷地面積

約37,000㎡

4 施設概要

(1) 施設規模

600トン/日(300トン/日・炉×2基)

(2) 建築物

工場棟、管理棟 鉄骨鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)
ほか付属棟

(3) プラント設備

ア 焼却炉 全連続燃焼式火格子焼却炉
イ 公害防止設備

- (ア) 大気汚染防止 煙突からの排ガスは、次の処理性能を確保する。
- | | | |
|------|---------|--------------------------------|
| 処理性能 | いおう酸化物 | 10 ppm 以下 |
| | ばいじん | 0.01 g/m ³ N 以下 |
| | 窒素酸化物 | 50 ppm 以下 |
| | ダイオキシン類 | 0.1 ng-TEQ/m ³ N 以下 |
| | 塩化水素 | 10 ppm 以下 |
| | 水銀 | 0.05 mg/m ³ N 以下 |
- 処理方式 ろ過式集じん方式
湿式洗浄方式
触媒脱硝方式
- (イ) 水質汚濁防止 施設排水は、下水道法による排除基準に適合させ、公共下水道へ放流する。
- 処理方式 凝集沈殿ろ過処理方式
- (ウ) 騒音・振動防止 施設の騒音・振動発生機器等は極力屋内に配置し、防音・防振対策を行う。
- (エ) 臭気防止 ごみバンカ内の空気を燃焼用空気として使用し、熱分解により臭気を取り除くほか、エアカーテン、自動扉、脱臭設備等により臭気対策を行う。清掃車等は、自動洗車装置により洗浄を行う。

(4) 煙 突

外筒鉄筋コンクリート造（既存を使用） 内筒鋼製
高さ地上約160メートル

(5) その他

ア ごみの搬入

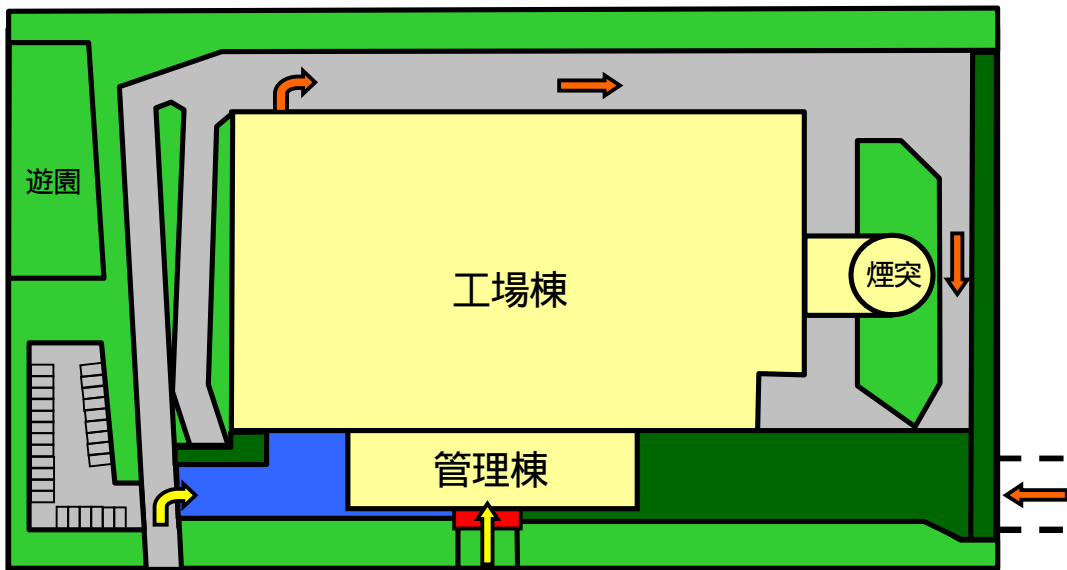
原則として杉並区から発生するごみを中心とし、一部周辺区から搬入する。









イ 灰の処理

清掃工場の主灰及び飛灰は、原則として世田谷清掃工場の灰溶融施設で処理する。

5 建設工程

事業年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
建替計画策定										
環境影響評価手続き										
工 事	機種選定									
	解体工事									
	建設工事									



- | | |
|---|--|
|  緑地 (遊歩道含む) |  緑地 (人工地盤) |
|  工場棟・管理棟・煙突 |  通路 (人工地盤) |
|  車両周回道路 |  玄関 |
|  清掃車両動線 |  見学者動線 |



工場配置図

【住民説明会等においていただいたご意見・ご質問とそれに対する当組合の見解】

1 住民説明会の開催状況

日 時	2月7日 (土) 14時～ 15時30分	2月8日 (日) 10時～ 11時55分	2月9日 (月) 19時～ 20時30分	2月10日 (火) 19時～ 20時15分	2月11日 (祝) 14時～ 15時45分	2月12日 (木) 19時～ 20時30分
会 場	障害者 福社会館	杉並清掃 工場	高井戸東 小学校	浜田山会館	杉並清掃 工場	富士見丘 中学校
参加者数	8名	46名	9名	10名	54名	16名

2 いただいたご意見、ご質問の内訳

説明会場	ご 発 言	31名
	用紙提出	3名
F A X ・ 郵 送		7名
Eメール		4名
計(延べ人数)		45名

3 皆様からのご意見・ご質問とそれに対する当組合の見解

住民説明会等において、住民の皆様から計画の内容や工事の進め方等、多くのご意見・ご質問をいただきました。いただいたご意見・ご質問の内容と、それに対する当組合の見解を以下にお示しします。

なお、計画案を評価する次のようなご意見もいただきました。

煙突は今の白い色がよい。

デザイン計画は周辺への影響を最小限としており、評価する。

緑化は案のように進めてほしい。

	ご意見・ご質問	当 組 合 の 見 解
1	なぜ、杉並清掃工場の 建替えが必要なのか。 (2件)	一般に清掃工場の寿命は、25年～30年といわれています。杉並清掃工場は、しゅん工より26年が経過し、骨格となる部分の老朽化が進行していることから、また区部における安定的な焼却体制維持のために建替えを行うものです。

2	<p>全面的な建替えでなく、プラント更新（建物は活かし設備のみを交換する）で対応すべき。</p>	<p>設備の自動化、発電の効率化のため、建物の増築が必要となりますが、建築基準法改正により耐震基準等が厳格化されたことから、現在の建物を増築し再使用することは困難です。このため、現工場を解体し、新たな工場として建設することとしました。</p>
3	<p>ごみ量が減っているのに施設規模はなぜ小さくならないのか。</p>	<p>区部のごみ量はリサイクルの進展等により漸減傾向にあり、19年度には322万トンとなりました。しかし、20年度は分別区分の変更により、可燃ごみ量の増加が生じています。</p> <p>今回の杉並清掃工場の規模は、将来の区部全域のごみ量予測値を基に、安定的な全量焼却体制の維持に向けて必要なものとして、一般廃棄物処理基本計画で設定されたものです。</p> <p>なお、杉並清掃工場の施設規模は、予備炉は設置しないことで、300トン/日・炉×3基から300トン/日・炉×2基に減少しています。</p>
4	<p>焼却炉が3基から2基になるのに、建物の大きさがほぼ変わらないのはなぜか。（3件）</p>	<p>ごみ質の変化に伴い、燃焼ガスの容積が増加し燃焼室や排ガス処理設備を大きくする必要があります。また、現工場では煙突周辺に設備の増設を行っていますが、新工場ではこの増設した設備も内部に取り込みます。このため、1炉分のスペースは減るものの、全体としてのスペースは現状と変わらないこととなります。</p>
5	<p>地元の団体と協定を結んだと聞いたが、どのような内容の協定なのか。</p>	<p>現在の杉並清掃工場を建設する際に反対運動があり、様々な経緯の後に、裁判上の和解により紛争は解決をみました。</p> <p>今回、当組合では、和解当事者の地位を継承している（財）杉並正用記念財団と、杉並区を交えて協議を行い覚書を交わしました。その内容は、予備炉を設けないこと、焼却対象ごみは、原則として杉並区から発生するごみを中心とし、一部周辺区から搬入することの2点です。</p>
6	<p>建替工事中的ごみ処理はどこで行うのか。（5件）</p>	<p>杉並区の周辺に位置する、世田谷、千歳、練馬、光が丘等の、複数の工場焼却処理することになります。</p>

7	建替え後は、杉並区以外からのごみ搬入もあるのか。(2件)	ごみの焼却処理は、23区の共同処理で行われています。このため、杉並区のごみ搬入を中心としつつも、一部周辺区からの搬入も予定しています。
8	建替えの経費はどれだけかかるのか。(3件)	全国の事例・実績を基に、ごみ焼却能力1トン当たり4000～4500万円とすると、240～270億円になると見込まれます。
9	建設経費は杉並区民が負担するのか。負担増や借金までして建替える必要はない。(2件)	工場の建設費は、当組合を構成する23区が公平に負担することになります。杉並区にある工場だからといって、杉並区のみ負担となるものではありません。また、財源については、国からの交付金を受けると共に、年度毎の所要経費の平準化を図るために起債も認められています。
10	設計図はいつ示すのか。	清掃工場については、一般の建築のように詳細な設計をした後に工事を発注するのではなく、プラントと建物について、設計と工事を一括して発注する性能発注方式を採用しています。このため居室や設備配置が定まるのは、工事を請負う建設会社との契約が成立し、設計をする段階(平成25年度)になります。
11	今後、どのような手続きで工場建設を進めていくのか。(3件)	<p>今後は、環境への影響を予測・評価する作業に入ります。</p> <p>東京都環境影響評価条例に基づき、平成21年夏頃に調査計画書、22年夏頃に環境影響評価書案をまとめます。環境影響評価書案作成時には、住民説明会を開催します。さらに、住民の皆様のご意見をいただき、それを踏まえて、最終的には環境影響評価書を22年度末に取りまとめる予定です。</p> <p>環境影響評価の手続きが終わった後、24年度から現工場の解体工事、25年度からは建設工事に入り、29年度には新たな杉並清掃工場としてしゅん工する予定です。</p>
12	住民は工場建設にどのように関わっていけるのか。(3件)	今後、環境影響評価の手続きを開始することになりますが、調査計画書、環境影響評価書案については、作成後に一定期間縦覧され、意見をお寄せいただけます。また、環境影響評価書案については、事業者として当組合が説明会を開催すると共に、東京都により「都民の意見を聴く会」が実

		<p>施されます。また、解体工事、建設工事の前には、事業者として工事説明会を実施する予定です。</p> <p>なお、工場周辺の自治会・町会等の代表の方、杉並区、当組合の三者で構成する「建設協議会」を設置しており、工場建設に関する情報提供を適宜行い、またご意見をいただくこととしています。</p>
13	煙突の耐震性について教えてほしい。	<p>建築基準法では、60mを超える煙突にも超高層ビルと同様の高い耐震性が求められます。耐震性の確認は、地震波を入力してその時の煙突各部の変位を調べる動的解析法により行われ、その結果は、国の定める機関による評価を受けます。</p>
14	<p>継続使用する煙突の耐震性に問題はないのか。工場建替え後、煙突だけ建替えをすることのないようにしてほしい。</p> <p>(4件)</p>	<p>煙突外筒については、現在と同じ構造評価の下に建設されており、設計面では問題ありません。また、外筒コンクリートの劣化についても、複数回実施した調査の結果、基本的に問題のないことを確認しており、次の工場建替え時まで十分に使用できると判断しています。</p> <p>なお、工場建替え時や工事しゅん工後にも適宜調査を実施し、必要であれば補強を行うなどの対策を実施します。</p> <p>一方、外筒の中に収めている内筒については、今回の建替え時に更新する予定です。</p>
15	「人工地盤」とは何か。活用方法は。(2件)	<p>新たな杉並清掃工場は、現工場と同様に、周辺道路面から10m掘り下げた地盤面に建設します。今回の建替計画では、環境対策として、北側部分を中心に、周辺道路面と同一レベルに人工的な「地盤」を設置する計画としました。</p> <p>人工地盤の上部は、緑化して住民の皆様に公開したり、通路・駐車場として活用する予定です。</p>
16	工場の周囲を遊歩道として整備するとのことだが、管理はどうするのか。防犯面が心配である。	<p>遊歩道の設置に際して、防犯対策は重要な課題であると考えています。設置場所が工場敷地内であるため、管理は工場が行うこととしています。門扉等の設置や開放時間の設定など管理の方法については、今後、住民の皆様のご意見を伺いながらまとめていく予定です。</p>

17	緑地帯に四季の花を植栽してほしい。周辺環境と調和するよう、一本でも多く木を植えてほしい。 (7件)	周回道路など公開空地の緑化の整備に際しては、その形態や植栽の内容について、住民の皆様のご意見を伺いながらまとめていく予定です。
18	公開空地については、近隣住民の意向を反映し、開かれたオープンスペースとしてほしい。	公開空地の整備内容、管理方法については、プライベートや防犯上の対策も考慮し、建設協議会において、住民の皆様のご意見を伺いながらまとめていく予定です。
19	太陽光パネルは見栄えが悪く、反射光の影響も心配。経費をかけてまで設置する必要があるのか。 (2件)	ごみ焼却により得られる発電量に比べれば少ない発電量ですが、未利用エネルギー活用、豊かな環境の創出等の観点から、積極的に取り組んでいく予定です。見栄えや反射光については、近隣の皆様に迷惑にならないよう、十分配慮していきます。
20	焼却処理による二酸化炭素の排出について、どのように考えているか。	ごみの衛生的な処理、最終処分場の延命対策などの観点から、資源化できない廃棄物の焼却は必要と考えます。なお、ごみ焼却に伴い発生する熱を効率的に回収し、極力発電等に努めることにより、地球温暖化の防止を図っていきます。
21	冬場に煙突から出る「煙」は、建替え後は見えなくなるのか。(4件)	煙突から出ているものは煙ではなく水蒸気です。排ガスは、様々な公害防止設備で十分に処理されるため、煙は出ません。 なお、煙との誤解を与えることのないよう、また水蒸気によるゆらぎを防止するために白煙防止対策を講じて、水蒸気が見えなくなるようにする予定です。
22	ダイオキシン類等、有害なものは絶対に放出しないほしい。	新工場では、適切な燃焼管理を行うと共に、最新の公害防止設備を設置することで、ダイオキシン類等の有害物質の排出抑制に努めることとしています。
23	現在と比較して、煙突からの排ガス規制値(濃度)を引き下げているのは評価できるが、排ガスの絶対量は増えるのではないか。 (2件)	サーマルリサイクルの取り組みなどにより、ごみ質は変化してきています。これに伴い、排ガス量も変化しますが、環境面の影響は最小限に抑える予定です。各物質の排出量については、「環境影響評価書案」にまとめ、皆様にご説明する予定としています。

24	工場から排出される灰と思われるもので、網戸や窓が汚れてしまう。 (4件)	ごみの焼却により生ずるばいじんは、「ろ過式集じん器」「洗煙設備」などで除去されますので、煙突から灰が出ることはないと考えています。 なお、灰と思われるものが付着した際は、状況確認にうかがいますので、工場に連絡をいただきたいと思います。
25	工事中の騒音・振動、悪臭が心配。 (4件)	解体・建設工事に際しては、低騒音・低振動型の機器を使用し、影響を最小限にするよう努めます。 工事車両については、環状八号線からの清掃車両専用地下道を極力使用し、騒音等防止に努めます。しかし、専用地下道も改修を行うことや、大型車両は地下道を通れないことから、工場北側区道を通る場合が想定されます。その場合、安全確保のために交通整理の係員を配備する予定です。
26	工場の影響と思われるが、ガラスが振動することがある。 (3件)	新工場では、騒音・振動発生機器は極力屋内に配置するなど、環境改善対策を講じることとしていますので、騒音・振動の問題は改善されると考えています。
27	工事車両はどの程度の頻度で来るのか。	工事内容・時期により工事車両台数は変動します。その台数については、環境影響の予測評価作業の中で細かく算定します。その結果は、平成22年の夏頃に開催する予定の、環境影響評価書案の説明会においてご説明する予定です。
28	土壌汚染対策はどのように考えているのか。	現工場の解体工事に先行して、土壌汚染調査を実施する予定です。この結果については、環境影響評価の手続きの中で、説明をしていく予定です。
29	生ごみの臭いがする。開口部からの悪臭対策を図るべきである。	新工場では悪臭防止対策として、プラットホーム部出入口扉等を自動開閉とし、開口時間を減らして臭気の漏洩を防止します。また、臭気の強いごみバンカ内の空気をごみ燃焼用を使用すると共に、洗車装置の設置等の対策を講じます。
30	清掃車両の通行、停止音や放送音などの騒音防止対策を図ってほしい。	主要機器を工場棟内に納めることで、機器の騒音防止を図ります。また、清掃車両による騒音については、安全運転について区と連携を図ると共に、北側には人工地盤を設置して環境改善を図ります。

31	<p>工事期間中、熱供給を受けている市民センターは使えるのか。（3件）</p>	<p>工場の建替えにあわせて、プール等の熱源を確保する工事をはじめとした改修をする予定です。改修中はセンターを一時閉鎖しますが、仮設建物を設置するなどし、できるだけ区民の皆様にご不便のないよう、検討しています。（杉並区の見解）</p>
32	<p>市民センターと工場北側遊歩道や南側通路との有機的接合を願う。</p>	<p>今後、市民センターを管理・運営する杉並区と調整していきます。</p>
33	<p>工場敷地内にリサイクル施設を建設できないか。</p>	<p>リサイクル事業は23区各区の事業となっているため、当組合としては本事業においてリサイクル施設の設置は考えていません。</p>